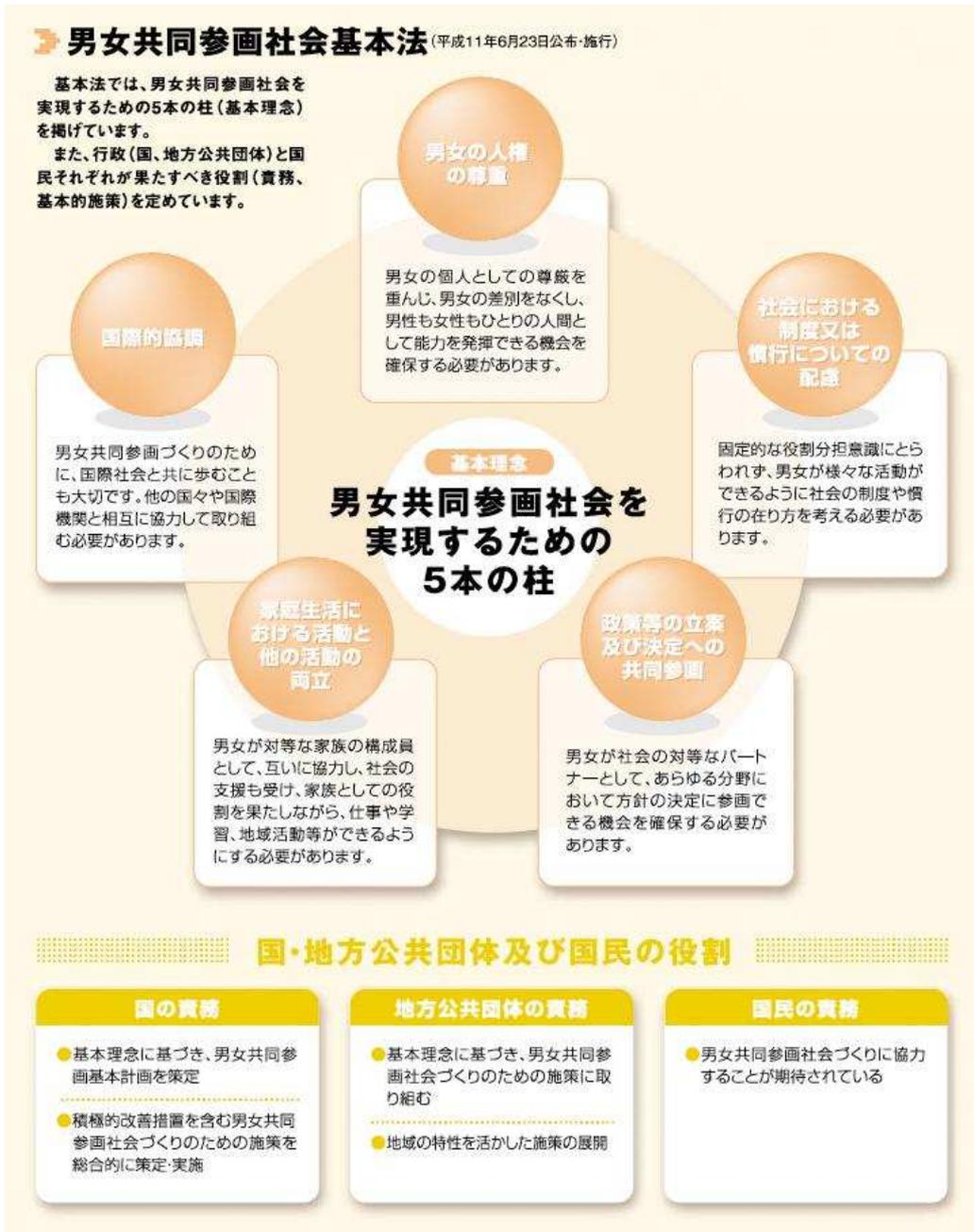


南あわじ市男女共同参画計画について

1. 男女共同参画計画とは

地域において、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための基本的な計画です。

また、国及び県の男女共同参画計画を勘案して、市の基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。（男女共同参画社会基本法 第14条第3項）



仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できる社会を実現していこうというものです。

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

2. 国、県の動向と計画策定に向けた考え方

■国の第4次男女共同参画基本計画で目指すべきとしている4つの社会



3次計画までは1次計画の構成がベースとなっていたが、4次計画で大きく見直し

- 1次計画の構成**
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・観光の見直し、意識の改革
 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 4. 農山漁村における男女共同参画の確立
 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 8. 生涯を通じた女性の健康支援
 9. メディアにおける女性の人権の尊重
 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献



- 4次計画の構成**
- I あらゆる分野における女性の活躍
- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍**
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大**
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- II 安全・安心な暮らしの実現
- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調と貢献

1次～3次計画までは、政策や方針の決定権を女性も握れる社会にしなれば、という考え方が強かった。

4次計画では、男性が、あるいは男性中心型の働き方が変わらなければ男女共同参画社会の形成はあり得ないとの議論の下、「男性中心型労働慣行等の変革」を計画全体を貫く横断的視点として位置づけた

国・県の動向

- 国の「第4次男女共同参画基本計画」や兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」では、実効性の高いアクション・プランとして、成果目標の設定などがなされている。
- 「あらゆる分野における女性の参画拡大」「男女共同参画の視点からの防災」といった視点が改めて強調されている。
- 女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「**女性活躍推進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）**」が成立。更なる社会の意識改革、女性活躍が求められている。
- 雇用等における男女共同参画及びワークライフバランスの実現に向けた取り組みの着実な推進が必要とされている。



計画策定に向けた考え方

- 男女共同参画の意識をより行動につなげていくこと＝実践的な計画としていくこと。
- アンケートやワークショップ等から現状把握、課題発見や検討、それらの解決に向けた取り組みを考える。
- 「ワーク・ライフ・バランス」を着実に推進するための新しい事業の実施。
- 地域防災についての施策の新設。
- 子どもや若者に対する男女共同参画の意識の醸成。

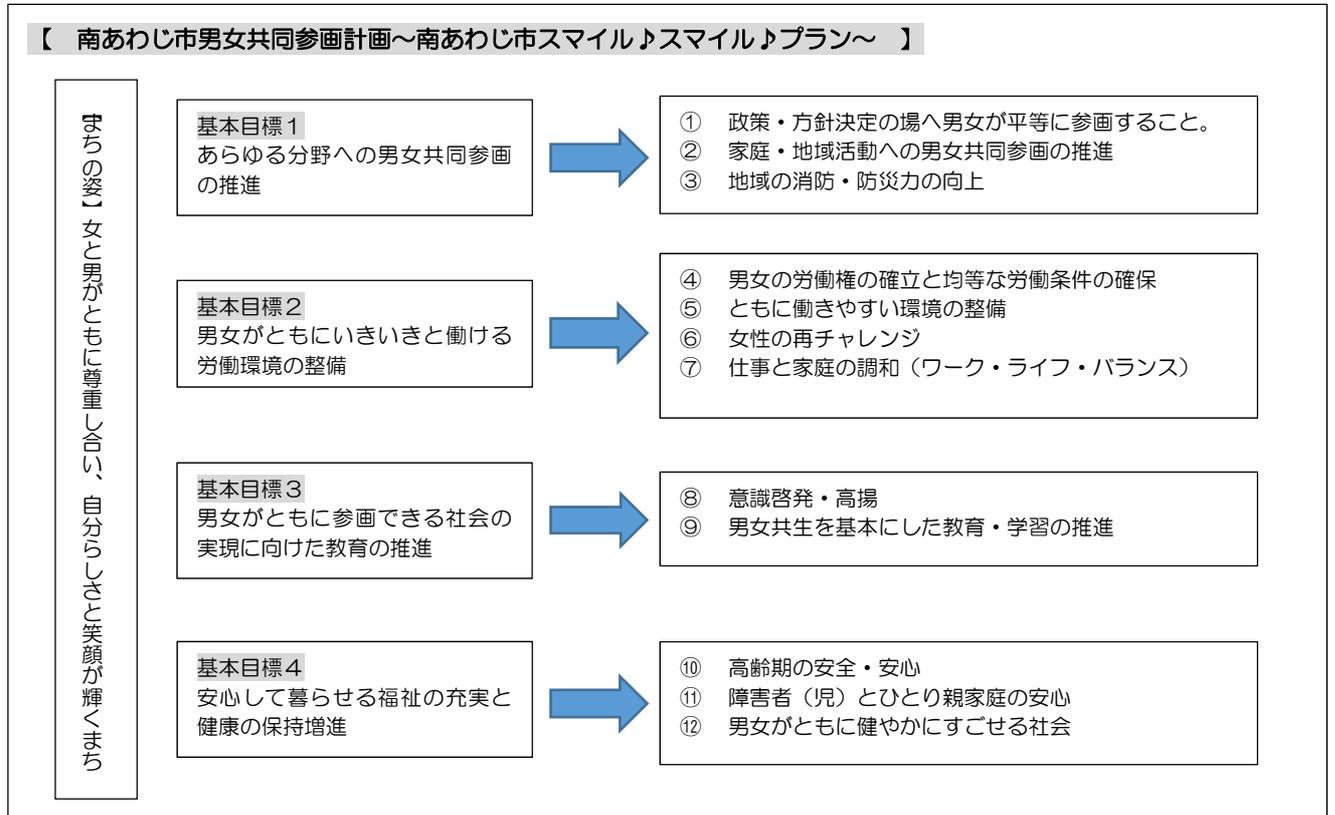
3. 計画策定の目的と期間

平成 20 年に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを推進している「南あわじ男女共同参画計画」が平成 29 年度末に目標年次を迎えることから、現在の社会情勢や市民の意識、価値観の変化に対応し、一層の推進を図るため、平成 30～34 年度までの 5 年を計画期間とした「第 2 次南あわじ市男女共同参画計画」を策定します。

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第 1 次										第 2 次				第 3 次		

4. 第1次南あわじ市男女共同参画計画の概要

南あわじ市では、平成20年3月に策定された『^{ひと}女と^{ひと}男とがともに尊重し合い、自分らしさと笑顔が輝くまち』をめざす「男女共同参画計画～南あわじ市スマイル♪スマイル♪プラン～」が平成30年3月に計画期間満了を迎えます。



5. 男女共同参画計画の構成

- 基本理念・・・本計画の根幹を示す基本理念を定めます。
- 基本計画・・・基本理念の実現に向けた施策や取り組みを定めます。
- 計画の推進・・・計画の実現に向けた推進体制を定めます。

6. 総合計画との関係性

総合計画は、市の最上位計画で、まちづくりの基本方針を示すものです。本市では、平成29年6月に策定された第2次南あわじ市総合計画の「目標4【市民主体のまちづくり】互いに支え合い、協力し合える人づくり」の「Ⅱ-4-3 男女共同参画社会づくりの推進」に位置づけています。この位置づけられたまちづくりの基本方針を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより具現化していくことが必要です。